

## 平成23年度草津市路上喫煙対策委員会（概要）

### 1. 日 時

平成24年3月2日（金） 9時30分～11時30分

### 2. 場 所

草津市立まちづくりセンター 3階 306会議室

### 3. 出席者

寺尾委員長、小林副委員長

岡座委員、北川委員

駒井委員、仲野委員

### 4. 会 議

※開会に先立ち、事前にJR草津駅周辺を現地視察（9時30分～10時00分）

<開会> 10時05分開始

事務局 ただ今から平成23年度草津市路上喫煙対策委員会を開催いたします。本日は、委員8名中6名の出席があり、会議が成立していることを報告いたします。それでは、施行規則第3条の規定により、以後は委員長に進行いただきます。

委員長 路上喫煙対策の取組みと現状について事務局より説明をお願いします。

事務局 資料（本編・資料編）により説明。

- ・路上喫煙率の報告
- ・前回委員会後の啓発活動の報告
- ・マナースペースの現状、調査の報告

委員長 前回委員会以降の取組みと最新の状況について事務局より説明があったが、各委員から何か質問はないですか。

委員一同 質問なし。

委員長 マナースペースについて、事務局より説明をお願いします。

事務局 マナースペースについて、資料に基づき説明。

- ・前回の意見書からマナースペースについて確認
- ・マナースペースの現状について（利用状況、課題など）

委員長 事務局よりマナースペースについて説明があったが、何か意見等はないですか。

委員 視察中タクシーの運転手が堂々と吸っていた。タクシー運転手への指導は？

事務局 6月にタクシー協会へマナースペースを利用するよう依頼した。依頼後は利用していたが、今後もタクシー協会へ指導していきたい。

委員 マナースペースには屋根が必要ではないか。喫煙者の環境作りも必要ではないか。現在はJR草津駅と南草津駅の各出口に一处ずつしか吸える場所がないので、たばこの煙が集まる。この問題を解消するために吸える場所を分散させるか、パーテーションの設置など環境作りが必要である。

委員 草津駅西口はマナースペースが狭く、タクシー運転手が道をふさいでの喫煙がみられ、階段のところにも喫煙者がいた。タクシー会社が運転手向けに喫煙場所を作るべきかもしれないが、タクシー会社への指導は必要ではないか。

事務局 駅周辺は禁止区域であり、タクシー会社用に喫煙場所を設置することは認められない。マナースペースの利用が基本である。マナースペースは、駅前周辺が路上喫煙禁止区域であることを啓発するために設置している。

委員 私も喫煙者として喫煙場所がなく不便な思いをしている。喫煙スペースを何か所か作ればポイ捨てが減り、良いのではないか。

委員 吸い殻入れが一つでも多い方が良いということで、商店街連盟から文書でたばこ販売店に対して灰皿の設置を依頼するのも一つの方法かと考えている。

委員 本来ならば、禁止区域にマナースペースを設置すること自体間違っている。しかし、喫煙者に考慮して喫煙マナーの向上のためにマナースペースを設置した。屋根を設置すると、たばこの煙が上に流れず、歩道側へ流れる。マナースペースの増設や拡大については反対である。しかし、改善する余地はある。

委員 マナースペースの環境改善も必要だが、喫煙者を分散させるためには喫煙場所の増設が必要である。

委員 喫煙場所の増設は、条例の主旨に反するため反対である。新たな喫煙場所の設置は、禁止区域内で自由にたばこを吸うことと同じである。

委員 喫煙できる場所がなくなったため、路上や側溝などに吸い殻が捨てられている。解消するために喫煙場所の設置を訴えている。

委員 マナースペースは喫煙者にとっては必要であるが、社会的にも徐々に禁煙活動が広がっている中で、喫煙場所をいくつも設置することは難しい。

委員長 禁止区域の制定時にマナースペースの設置箇所については議論になった。当時の意見を集約し、現在の形になっている。

委員 マナースペースを増設できないならば、民間レベルの運動として協力を求めていく方法を提案している。民間の土地に設置するならば、禁止区域から外れる。

委員長 今回の委員会で意見をまとめる必要がある。禁止区域や罰則、啓発について、各委員の意見は概ね一致していた。マナースペースについては、今回も議論になっており、必ずしも一致しているものではない。

委員 駅周辺でも路上喫煙禁止区域には含まれていない部分がある。その部分での喫煙に対しては路上喫煙の条例の規制には該当しない。

委員長 条例は草津市全域に対して路上喫煙を自粛することが基本で、禁止区域以外では喫煙が可能というわけではない。誤解であり、啓発が足りない部分である。

委員 民間の土地などでの喫煙は問題ないのではないか。

事務局 駅周辺でも禁止区域ではない部分があり、民間の土地も含めて喫煙場所を設置してマナーを守りながら喫煙すると、草津市全体として喫煙マナーが向上することになるのでしょうか。禁止区域周辺地域の努力や協力が、路上喫煙対策につながるのならば、方法の一つとして議論いただきたい。

委員 喫煙者を分散させるために、公的な部分に喫煙場所の設置が必要である。

委員 公的な喫煙場所を増やすことなく、民間レベルで各商店などに灰皿の設置を依頼することを提案している。

委員 その提案について異論はない。しかし、屋根を作るなど、協議が必要ではないか。この取組みにおける改善が見られない。

委員 マナースペースへの案内表示などの改善が図られている。

委員長 これまでの議論から判断すると路上喫煙禁止区域の変更は行わないが、状況が変化する可能性がある。罰則についても、必要性はない。啓発は今後も継続し、市全体が条例の対象であることについての啓発が必要である。これらについて、各委員の意見は一致していた。

委員 南草津東口のマナースペースについて、喫煙者が分散すれば、通学中の小学生などにも煙が集まることの迷惑をかけることがないため、南草津駅東口も増設の対象ではないか。

委員 マナースペースは改良が必要であるが、増設することについては反対である。

委員長 パーテーションの設置や、マナースペースの移設、小学生が通る時間帯の利用制限などの検討が必要ではないか。その他の意見は？

委員 喫煙率などの調査結果も悪くはないので、長期的に見ていくことが必要である。

委員 現在の段階ではマナースペースは増やさない。ただし改善の余地はある。

事務局 路上喫煙対策は継続的に取り組む課題である。取組み内容や結果については、当委員会では検証・議論し、更なる取組みを進めていきたい。

委員 協働の考え方で、行政以外もお互いの立場の中で協力して取り組んでいけるような状況が出来ればいいのではないか。

委員長 今回の委員会のまとめとして、現在のマナースペースは課題があり、課題の解消に向けて、改善などの検討は必要である。設置箇所については現在のとおりとするということによいか。

委員一同 異議なし。

委員長 各委員の同意をいただき、私と副委員長で各委員の意見が反映されるような形で確認します。それでは、本日の委員会を終了いたします。